

「グローバル国家」型構造改革の現局面と大学大再編問題

岡田知弘（京都大学）

はじめに

- 2010年第一期中期計画終了を見据えた大学再編論議の活発化（経済財政諮問会議、教育再生会議）
- 御手洗・経団連会長による道州制導入論と「大九州大」構想
 - 自治体再編論と大学再編論との結びつき
- この間の自治体再編（市町村合併、「三位一体の改革」、民間化）手法と大学再編手法との類似性
- 独立行政法人再編策の決定（2007.12.24閣議決定）
 - 国立大学法人再編の「手続き」をめぐる前例になる可能性
- 昨年夏の参議院選挙における自民党大敗と衆参与野党逆転のなかでの政治状況の変化→自民党内「構造改革急進派」の後退—「漸進派」の台頭と、民主党のヌエの姿勢（渡辺治）
- 構造改革の矛盾露呈と対抗軸形成への展望

I 「グローバル国家」型構造改革は、日本をどうしようとしているのか

1) 経団連の「グローバル国家」論

- ①1996年「経団連ビジョン」で初登場→1996年橋本行革ビジョンへの盛り込み（「多国籍企業に選んでもらえる国づくり・地域づくり」）
 - 内外の企業が自由な活動を行うことができる事業環境づくりを求める→規制の抜本的改革と民間化、中央政府のスリム化と省庁再編、独立行政法人制度等の整備
- ②自治体再編論への圧力（経済団体連合会『地方行財政改革への新たな取組み』2000年12月）
 - 「例えば、中小規模の自治体における電子化への取組みの遅れとともに、地方自治体毎の煩瑣な許認可等の申請手続きや庁内の縦割り行政等が、効率的・合理的な企業活動の展開を阻害し、事業コストを押し上げ、グローバルな市場競争面での障害となっている」
- ③2003年日本経団連新ビジョン「活力と魅力溢れる日本をめざして」
 - メード・イン・ジャパンからメード・バイ・ジャパンへ
 - 技術革新への支援（→その手段としての国立大学法人化【奥田会長談】）、内外資本のためのインフラ整備、法人税率の引き下げ（＝消費税率引上げ）
 - 「公を担う民の動きをリードする」→州制の提言と300基礎自治体への再編
 - 「個人の能力や個性にあった教育、働き方、医療、死に方！が選べる」社会
- ④日本経団連提言「わが国の基本問題を考える」（2005.1.18）
 - 国民投票法の早期成立と憲法9条及び96条（改正要件）の改定に重点
 - 企業活動のグローバル化のなかで米軍との共同体の下で内外多国籍企業の權益の相互保護とともに、軍需産業市場の拡大を狙う
- ⑤日本経団連「道州制第一次ビジョン」（2007年3月）
 - 道州制導入を「究極の構造改革」と位置づける
 - 公務員削減→財政削減効果、労働市場での「有能な人材」確保をいう一方で、住民に対しては教育、福祉等での「責任分担論」
- ⑥多国籍資本にとって無駄と見える社会保障・教育等のナショナルミニマムの切り捨てと民間市場化、住民の「自己責任」と「能力」に応じた社会サービスに再編。

2) 財界の「グローバル国家」論に応えた小泉（一安倍）「構造改革」

- ① 多国籍企業、金融資本の利益を最優先 外資誘致、国立大学法人化、郵政民営化、税制改革等
- ② 「自助と自律」を基本とした社会保障制度改革→医療、年金、介護、保育の面での「規制改革」と「官製市場の開放」⇔国民負担増大と購買力の一層の萎縮
- ④ 内外企業が活動しやすい事業環境創出→自治体再編、三位一体の改革、NPM、大都市再生

3) 「国の姿のつくりかえ」から教育基本法・憲法改悪への文脈（『週刊現代』2002.5.4）

「記者：この一年間で、小泉改革の具体的な成果といえるようなものが何かありますか。

「東京大学がなくなる。国立大学がすべてなくなることを決めたのがやっぱり大きいでしょうね。

国立大学は全部なくなりますから。独立大学法人に変わる、そして数年後には、できるところから民営化ですよ。あと、特殊法人の統廃合というのはやっぱりでかいものでしょうね。公益法人に至るまで統廃合はいままでより進めていきますから、これはでかい。それに予算の編成や税制についても、財務省じゃなくて経済財政諮問会議が表に出てきている。

いままでじゃ考えられないことが起きてるんじゃないですかね。それはけっこうな成果として認められてしかるべきところですよ。」（中略）

「いま、行政の簡素化や透明化に伴って、人目的には絶対的に小さな政府が求められています。だけど、同時に防衛とか、外交とか、教育という面に関しては強い政府でなければなりません。大きくて強いじゃなくて小さくて強い政府というイメージが正しいんだ。そういう意識をきちんと持って国家を運営していこうとする人ですよ。やっぱり憲法改正とか教育基本法とかいうのが避けて通れなくなってるんですよ。」（麻生太郎へのインタビュー記事から）

- 「グローバル国家」「戦争ができる国」に向けた障害物としての憲法・教育基本法・地方自治
- 安倍政権での教育基本法「改悪」、「国民投票法」採決強行。。。

II 構造改革と自治体再編 ～戦後最大の危機に直面している地方自治～

1) 「平成の大合併」による市町村合併の推進

- ① 旧合併特例法（1999年改正）－「自主的合併」の建前
- ② 2000年閣議決定で、3232市町村を2005年度末に1000に集約することを目標として掲げる
- ③ 2001年小泉内閣成立後、「骨太の方針2001」で、「個性を生かした地域の活性化のために自治体再編を行う」とする。
- ④ 実際の手法は、アメ（合併特例債と地方交付税交付金特例措置、議員在任特例等）とムチ（小規模自治体ほど手厚く分配していた地方交付税交付金の段階補正の廃止と三位一体の改革）
- ⑤ 結果的に、旧法の下で1821市町村に再編、さらに「合併新法」を制定して、知事に合併勧告権を与えて、合併推進策をとる（現時点で、1797市町村）。北海道と大都市圏域で、総務省が集中的に推進工作。
- ⑥ 国による最大メリットは、地方財政支出の削減。住民にとっては「こんなはずではなかった」
 - 市町村合併研究会報告（06.5） 10年後の単年度比較で1.8兆円の「効率化」 人件費節約
 - 過疎対策室「市町村合併による過疎対策への影響と振興方策に関する調査報告書」
 市町村担当者へのアンケート結果 過疎対策に関する行政対応力低下、住民サービス低下。公共施設、インフラの整備・維持管理に支障。地域コミュニティや集落等の各種機能・活動の低下。市町村内における各区域間格差、住民意識格差等々

2) 道州制導入の制度的論議の開始

- ①第 28 次地方制度調査会での道州制導入答申（06 年 2 月） 導入については政治判断に任せる
- ②北海道以外の県合併（3 県以上）も対象に入れた「特区」型道州制特区推進法制定
権限移譲は 8 事業のみ。実際には、北海道開発局の「行革」と市町村合併推進
- ③道州制導入を政権公約に掲げた安倍内閣の登場
道州制担当特命大臣の下に道州制ビジョン懇談会設置。また、各ブロック経済団体代表（関経連等）からなる道州制協議会を設置、「国民世論の喚起」を図る
- ④地方分権改革推進委員会において、国の地方出先機関の「地方移管」の議論開始
- ⑤福田首相、増田総務大臣の道州制推進発言
- ⑥このほか、国土形成計画法（旧国土総合開発法を改定）の下で、道州制単位を予定した広域地方計画の策定開始

3) 「三位一体の改革」から地方財政制度のリストラへ

- ①「三位一体の改革」による僅かな税源移譲と地方交付金・国庫補助金の大幅削減
2004～2006 年度地方財政計画ベースで、地方交付金（臨時財政対策債含む）▼5.1 兆円、国庫補助負担金▼4.7 兆円、税源移譲 3 兆円。合計歳出削減額は 6.8 兆円
 - ②空間的には東京都など大都市部への財源の重点配分
 - ③交付金制度の「簡素化」（人口、面積基準）と導入枠の段階的拡大、成果主義的評価にもとづく
「がんばる地方応援プログラム」枠の交付金設定
 - ④「夕張問題」のフレームアップと、「財政健全化法」の制定
 - 「連結ベース」での財務指標の設定と、イエローカード、レッドカードでの国による中央統制の強化→病院、交通事業等の自治体からの切り離しが相次ぐ
 - 地方債発行の市場化 アメリカ等の金融資本からの要求と小規模自治体の財源調達力低下
- 4) 人件費を削りながら、民営化、PFI、指定管理者制度等を拡大→市場化テストへ
- ①「集中改革プラン」の強制→公務員削減と「市場化」、アウトソーシングの総覧
 - ②市場化テストの対象→国、独立行政法人、国立大学法人、地方自治体に適用。50 兆円市場。
当初は、社会保険、ハローワーク、刑務所管理、戸籍発行業務・・・
対象範囲の拡大。昨年末の独立行政法人改革のなかで 29 事業指定。うち 26 事業を民間のみに。
地方自治体では、東京の都立技術専門学校など、少なくとも 10 自治体で実施
 - ③民間資本にとって魅力のない地域・階層では、必要最低限の行政サービスも解体
→国民の生存権（憲法 25 条）の危機
 - ④「新しい公共空間」論による、市民主義者好みの NPO 等の取り込み←→住民自治

III 行政の民間化・市場化のねらい

1) 宮内義彦オリックス会長＝規制改革・民間推進会議議長の「官業民間開放」論

（『日経グローバル』第 36 号、2005 年 9 月 19 日号）

- ①日本経済では、官が行う経済活動の比重が非常に高い。郵政もその一つ。
- ②経済活動を行う上でのヒト、モノ、カネの経営資源はすべて有限である。
- ③有限な資源を効果的に使うためには、効率性、生産性が高い民間が行うべきだ。
- ④公共性の高いものでも、民間への委託や委任はできる。
- ⑤多くの箱モノの運営が官によって独占されており、これを打ち破るために、まず指

定管理者制度を作った。

⑥だが、個別の民間開放は大変困難。そこで、全省庁、国のやっている事業を横串に見直す方法を考えた。これが市場化テストだ。

2) 小泉「構造改革」下での「日米投資イニシアティブ」と規制改革・市場化

- ①証券投資、直接投資、M&A 規制の緩和→ホリエモン・村上ファンド事件
- ②郵政公社をはじめとする金融系特殊法人の解体、保険業法改定による金融市場創出
→自治体制度金融の解体、公的信用保証からサラ金と提携した民間金融機関市場へ
- ③2006年度の米国政府の規制改革要望の重点に医療・社会保障分野が位置づけられる
- ④ちなみに、2005年度の対内直接投資額は海外直接投資額を上回る。金融・保険中心。

3) 「官製市場」の民間化の到達点と矛盾

- ①アウトソーシング（外部委託）（『日経グローバル』第44号、2006年1月）
 - 清掃・警備から「電子自治体」業務、そしてバックエンドオフィス業務へ
 - 政令市ではコールセンター業務が拡大
 - 総務事務の外部委託は9府県
 - 委託業者は、パソナをはじめとする人材派遣業者
 - 低賃金による「節約効果」と情報漏洩等のセキュリティへの不安（合併後の高岡市における精神病患者個人情報流出元は、インテック社派遣労働者）
 - 孫請けによる安全管理業務の欠落→埼玉県市営プールでの児童殺人事件
- ②PFI（内閣府PFI推進委員会 hp 及び『日経グローバル』第26号、2005年4月）
 - 基本方針策定後に実施方針を策定した事業数（2006年8月16日）
国31件（国立大学法人が多い）、地方公共団体185件、特殊法人等28件、合計244件
 - 2002年度から頭打ち傾向に 事業者、地方自治体の断念が相次ぐ
事業規模50億円以上でないと採算がとれないとするゼネコン
長期にわたり年賦を支払わなければならないことへの自治体側の不安
 - リスクの顕在化 PFI 事業者の経営破綻（タラソ福岡）、宮城沖地震による仙台市「スポパーク松森」天井崩落事件→35名負傷者と工事管理責任問題
- ③指定管理者制度（『日経グローバル』第54号、55号、56号、2006年6～7月）
 - 全都道府県・692市・東京23区の20万3942施設のうち4万2124が指定済み 1年間で9倍に増える。直営施設が76%を占める。
 - 市町村合併等の影響で、管理委託施設の指定管理者制度決定が進まず
 - 種類別では、福祉（18%）、公園（14%）、公民館等（14%）、公営住宅（13%）、スポーツ施設（11%）が高い比率を占める
 - 民間企業の指定施設は3483施設で、全体の8.2%。また、NPOは1.9%。
 - 民間参入は美術館（横浜、京都等）、水道（高山市）などにも広がる
 - トップ指定業者。シンコスポーツ（29）、アクティオ（20）、協栄ビルメンテナンス（15）、コナミスポーツ（15）、共立（15）、サンアメニティ（14）
 - 契約更新期を迎え、総務省は民間開放圧力を高める
 - 増える指定管理者の撤退・破綻例
奈良県野迫川（のせがわ）村村営ホテルからの大新東の撤退
原因は、食材調達の合理化や従業員大幅削減によるサービス低下と客数減少

④民営化

- 保育園分野で噴出する民営化、株式会社参入の問題（「ウィッシュ神戸」廃園）
- 医療分野における民営化とオリックスの参入（高知医療 PFI＝県立病院経営）
- 利潤追求の私的資本とサービス内容及び質の「公共性」との矛盾

IV 独立行政法人「整理合理化計画」の動向と問題点

1) 法や業務内容よりも政治が重視される

- ① 先発独立行政法人の中期計画（3～5年）終了後の評価と事業改廃の勧告は、総務省におかれる「審議会」（現、政策評価・独立行政法人評価委員会）が行うべき（通則法 35 条）
- ② 今回は、行政改革推進本部令（政令）に基づく「行政減量・効率化有識者会議」が実質的な検討を行う。しかも、「本部長決定」によって、上記会議の検討事項に「特殊法人等整理合理化計画に基づいて講ぜられる措置に係る重要事項」を盛り込む（06年4月1日）
 - 委員は、茂木キッコーマン会長、朝倉読売新聞専務取締役、逢見連合副事務局長、翁日本総研理事、小幡上智大学教授、樫谷公認会計士協会常務理事、菊池毎日新聞取締役、富田中央大学教授、宮脇北大教授、森高浜市長。専門委員は、安念成蹊大教授、梶川太陽 ASG 監査法人代表、草野フリーキャスター、小暮 JR 東日本常務取締役、寫信彦ジャーナリスト
- ③ 上記、有識者会議が、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等（市場化テスト）監理委員会、資産債務の実行等に関する専門調査会と密接に調整協議し原案作成
- ④ 渡辺行革相のスタンドプレーと閣僚の反発、首相・官房主導の調整過程

2) 整理合理化計画の基本的内容

- ① 横断的措置
 - 随意契約の 7 割を一般競争入札に切り替え
 - 保有資産の 6400 億円を圧縮 → 独法資産売却益の 100%を国庫に返納する法改正準備
 - 給与水準見直しで人件費総額を 5 年間で 5 %削減
 - 業績評価を内閣に一元化
 - 理事長任命への内閣関与強化
 - 関連会社への再就職状況を検証
 - 国からの財政支出（07 年度で 3 兆 5 千億円）を中長期的に削減
- ② 廃止する法人 3（万博記念機構、メディア教育開発センター、緑資源機構）
- ③ 民営化する法人 3（通関情報処理センター、日本貿易保険、海上災害防止センター）
- ④ 統合する法人 大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターなど 15
- ⑤ 結論先送り 都市再生機構、住宅金融機構など
- ⑥ 市場化テストの導入 29 事業 大学入試センターによる試験出願受付や成績通知業務など

3) 国立高等専門学校機構の学校統合と政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告

- ① 2007 年 3 月、中教審が今後の高専のあり方を検討するため大学分科会内に特別委設置
- ② 2007 年 8 月、機構が 4 県の 8 校を 4 校に統合と発表。
- ③ 2007 年 12 月 11 日、事業の改廃等に関する勧告を政策評価・独立行政法人評価委員会が文部科学大臣宛に提示。（今後の指摘事項改善のフォローアップを行うことも明記）

【配置のあり方の見直し、専攻科の見直し、外部資金の獲得、本部への資金管理業務の集中による事務職員削減、これまでの効率化目標の継続、一人当たり給与水準の抑制】

V 大学大再編をめぐる財界からの圧力と政府の動向

1) 財界本流による道州制導入論と州立大学構想

- ①御手洗日本経団連会長（日本経済研究センター会員会社・社長朝食会における講演 07年6月）
 「道州制の導入によって、第一に、個性ある地域づくりが進み、分散型の国土・経済構造が形成されて国際競争力が向上することが期待されます。道州制のもとでは、道州が地域経営の視点にたつて、それぞれ自らの特色や優位性を生かしながら独自の産業政策などを打ち出し、自力でインフラ整備や企業誘致、域内の産業振興に努めることで、経済の活性化を図ることになります。（中略）また、道州内の大学を拠点として高度人材の育成や産学連携を進めることにより、新しいビジネスや企業が生まれ、特徴のある産業クラスターが構築されて、雇用が拡大することも期待されます。大学については、いまや全入時代で入学する学生の質が低下している、あるいは、地方の大学では定員割れが生じて経営的にも苦しいなどの問題が指摘されていますが、やはり大学は最高学府として、優秀な人材を育てる機能を果たす一方、研究機関としても世界最先端のレベルを維持することを目指し、域内における産学連携の拠点となるべきであります。

九州であれば、各県に一つずつある国立大学法人を統合して、一つの「大九州大学」としたうえで、もともとの各国立大学法人はそれぞれ強みのある学部、例えば、長崎大学は「大九州大学医学部」、宮崎大学は「大九州大学農学部」、九州大学は「大九州大学工学部」というように再編していくのです。

そして、これら「大九州大学」では、それぞれで生まれた新技術を産業化し、雇用を生み出すなど、積極的に地域経済に貢献していくことが求められます。国内あるいは海外から優秀な人材が集まり、さらに優れた技術が生まれるという好循環が生まれることにより、国際的な競争力を持つ地域となります。もちろん、これは九州だけの話ではありません。各道州が大学を核に、産学連携による大規模な知の集積、すなわちクラスターづくりを進めることが求められると思います。」（<http://www.keidanren.or.jp/japanese/speech/20070619.html>）

- ②九州経済連合会による「国土形成計画広域地域計画」に対する意見書→大九州大構想
 ③中部経済連合会首脳による名古屋大学構想（07年12月11日、中日新聞）

2) 経済財政諮問会議における御手洗ら4人組による大学・大学院改革案の提起

①07年2月27日「成長力強化のための大学・大学院改革について」

- 成長力強化戦略の一環としての大学の「戦後レジューム」（大講座制、受験競争、学閥！）の根絶と国際競争力強化のためのイノベーション拠点形成論
- 研究予算の選択と集中 競争的資金の比率を現行比率の2倍に引き上げ（2010年度）
- 大学のグローバル化 国際的相互連携推進、文系理系区分撤廃、入試日の分散
- 大学の努力と成果に応じた国立大学運営費交付金配分ルールの見直し（次期中期計画までに）
 「グローバル化、知識の融合化に対応した大学再編を視野に入れ、選択と集中を促す配分ルール、基準とする」「国立大学法人と私学を区別せず、支援のあり方を改革する」

②07年6月4日「大学・大学院改革について」

- 教育再生会議第2次提言（次項参照）を高く評価（「我々の提言が数多く盛り込まれる」！）
- 提言の実施時期の明確化と次年度予算案への盛り込みの具体化が重要
- 交付金の配分ルールの見直しを年度内に行うべき。その際、現行の配分ルールとその成果の

検証、事務局・事務職員の改革・合理化、大学病院の改革、国立大学の大胆な再編統合等を促進する具体的方策が、重要であるとする

- 国立大学の入試実施日の分散化と複数合格の導入 歩留まり、定員割れも評価対象に入れる
- 競争的研究資金の間接経費の充実

3) 教育再生会議の大学再編提案

①「教育再生第2次報告」(07年6月1日)→「骨太の方針2007」に再録

- 大学教育の質の保証 卒業認定の厳格化、外部評価の推進、大学入試の抜本的改革等
- 国際化・多様化 9月入学大幅促進、教員の国際公募、英語による教育等
- 大学院教育の改革 開かれた入学者選抜、世界トップレベルの大学院形成
- 国公立大学の連携による地方の大学教育充実 国公私を通じた「大学地域コンソーシアム」や大学院の共同設置 (→法改正予定、関西大・大阪医科・大阪薬科が検討 08.1.10日経)
- 国立大学のさらなる改革 (以下、本文引用)

●国は、次のような国立大学の自主的な取組を促進する。

- ・国立大学の学部の再編等
- ・国立大学の大胆な再編統合等
- ・18歳人口の減少を踏まえた国立大学の学部入学定員の縮減
- ・一つの国立大学法人が複数大学を設置管理できる仕組みを作る

●国立大学は、教員人事給与システムを抜本的に改革し、教育・研究両面における能力・業績の評価と給与への反映、一律年功序列型給与システムの打破を具体化する。また、優秀な研究者を集めるため、「学長より給与の高い教授・研究者」など業績に連動した柔軟な給与体系の導入を促す。

●国立大学は、法人化の趣旨を踏まえ、大学全体の経営に関することについては、教授会に任せず、学長のリーダーシップにより意思決定を行う。

●国立大学は、法人化の趣旨を踏まえ、学長選挙を取りやめるなど、学長選考会議による学長の実質的な決定を行うこととする。

●国立大学は、大学事務局の改革を進め、事務職員の一層の資質向上と合理化等、経営の効率化を行う。

②「第3次報告」(07年12月25日)

- 大学・大学院教育の充実と、成績評価の厳格化により、卒業者の質を担保する

●大学は教養教育を重視し、産業界等との連携を深め、社会人としての基礎的能力を備えた卒業生を送り出す

●大学院は、質の高い学生のみを入学させ、定員充足に拘らない

●大学全入時代の大学入試の在り方を検討する

- 国立大学法人は、学部の壁を破り、学長リーダーシップによる徹底したマネジメント改革を自ら進める

●国立大学の学長選挙を廃止するなど学長選考会議による学長の選出、学長による学部長人事の掌握、学部の壁を越えた効率的な教育指導体制の構築を各大学が進める

- 「国際化」「地域再生」に貢献する大学を目指す

●国立大学・学部の再編統合、定員の縮減に取り組む

- 大学・大学院を適正に評価するとともに、高等教育への投資を充実させる

●国際競争力、地域の自立を高めるため、厳正な評価に基づき、必要な分野に重点的に投資

4) 経済産業省、財務省

①経済産業省（経済財政諮問会議における甘木経産相提出資料、07年2月27日）

○ここ数年の大学改革は、研究と技術移転分野を中心に前進したと評価

○産業界、個人のニーズが高まるなかで「第2弾の改革」が必要とする
成長力強化のための「人財」育成の重要性

○大学と企業（技術移転）、大学と個人（エクステンション）大学と地域（地域や広域経済圏のイノベーション・教育のコアに、地方自治体からの資金の受け入れ→可能なように法改正日経08年1月10日）、大学と世界（国際化、国際連携、ダブルデグリー等）との対話が重要

②財務省（財政制度審議会財政制度分科会 財政構造改革部会 07年5月21日提示資料）

○国立大学予算をめぐる課題として以下の点を指摘

・**現在、国立大学の学生一人当たり年間180万円の国費を投入。**これだけの国費を投入している国立大学法人が、日本の高等教育においてはたすべき役割は何か、再検証が必要

・**国立大学の再編・集約化** 現在87ある国立大学法人において、選択と集中は充分進んでいるか。更なる再編・集約化を行ない、国際的に競争力あるナショナル・センターを目指し、国からの助成も選択と集中をより徹底すべきではないか。その際、各機能・分野ごとに、現在全国に散らばっているヒト・モノ・カネをどの様な形で集約化していくのか。まず「青写真」を描くべきではないか。

・**国立大学法人運営費交付金の配分の見直し** 2010年度以降の第2期中期計画を念頭に上記の再編・集約化に資するよう、成果や業績、競争原理に基づく配分に大胆に見直すことが必要ではないか。

・**一律横並びの授業料の見直し** 交付金の配分の見直しとも連動させつつ、現在の一律横並びの授業料は見直されるべきではないか。

○資料として下記を提示→再編・統合の対象・範囲、新配分ルールを示唆

・3学部以下の国立大学数 大学院大学を除き40

・一都道府県に複数ある大学 17都道府県 57大学

・特別教育研究経費の配分割合による交付金算定シミュレーション 6割の法人が減少

・科研費の配分割合による交付金算定シミュレーション 5割以上減少法人が57%

VI 「グローバル国家」型構造改革への対抗軸形成の展望

1) 局面転換へ 参議院選挙における安倍政権の敗北と政治構造の流動化

①小泉「構造改革」の矛盾（ワーキングプア、地域格差、自治体格差、国民の生存権の侵害）、右翼的ファッション的な政治に対する国民の反発が背景に

②小沢民主党の生活重視、「反構造改革」のポーズ。

③「構造改革」を是認する福田政権や民主党の政策的限界も明らかに

自民・民主「大連立構想」の背後にある「改憲同盟」の潮流には引き続き警戒する必要がある

④「グローバル国家」型「構造改革」、「改憲」への策動を断ち切り、平和で、一人ひとりが豊かになれる日本、地域社会を創造する社会運動が求められる時代に

2) 参議院選挙後の地方自治をめぐる情勢

①市町村合併+「構造改革」政策推進の結果、地方の政治基盤と実働部隊を失った自民党

- ②「地域間格差拡大」のなかで、地方への財政出動論と「財政健全化」論との相克
交付金復元論、法人2税改革論、ふるさと納税論をめぐる確
- ③第29次地方制度調査会で、「さらなる市町村合併はすすめるべきではない」という議論の噴出
西尾勝氏、片山前鳥取県知事、山本町村会長、複数以上の研究者。まずは検証へ。
- ④現役知事のなかにも登場した「平成の大合併」の公然批判（新潟県知事）と、地方交付税復元
に関わる地方6団体共闘→ある程度実現
- 3)「グローバル国家型」自治体再編の下で、戦後地方自治の歴史を画する住民自治の発展
- ①政府の目標達成はならず 当初目標1000に集約⇔実際には1800近くに(昭和の大合併と相違)
- ②合併を強制しない知事の出現←「地方分権」の流れと「自主的合併」という建前。
- ③「小さくても輝く自治体フォーラム」に代表される首長・議員の横断的ネットワーク
○2003年から半年に1回開催。昨年11月に10回を記録。5人の呼びかけ人が50人に増加。
○研究者との協同による研究、提言、アピールの社会的効果
○長野県栄村など住民の主体的参加による「小さい自治体」の優位性が実証
○その根幹にある、生活範囲での住民自治と団体自治の有機的な結合
- ④地域における住民運動の広がり 地域と地方自治の再発見
○自ら自律計画をつくる質の高い住民運動の登場
- ⑤住民投票条例制定による住民投票の画期的意味 400近くの市町村で実施。800近い自治体
で条例直接請求運動が展開される。
「地域のことは住民自身が決める」＝地域住民主権の動きが一気に広がる
- 4) 大学における可能性と展望
- ① 一部の多国籍企業主導の道州制導入を前提にした大学改革・再編論は、地方の自治体にとっ
ても重大な問題であるとの認識が広がる →交付金問題をめぐる三重県知事、津市長の批判
→構造改革が、大学と地域の自治体、住民、企業との結びつきを強めるなかで、矛盾の連鎖
が見えやすくなっている
→地方国立大学学長共同の取り組みと情報発信
- ② 学内においても、高知大学における不当な学長選考体制への運動の高まりに見られるように、
学生が利害関係者として主張し、彼らと教員、地域マスコミの一体的な運動が構築される。
→法人化第一段階での問題を踏まえた大学自治論の再構築の必要性（構成員自治と大学自治の
民主的な結合なしに、自由な学問の発展も、大学の本来の社会・地域貢献もありえない）
- ③ 勤労者の低所得化傾向のなかでの高学費問題は、学生、父母と大学経営者との対立を激化さ
せている（立命館大学における理事長退職金をめぐる学生、父母、教員の共同闘争）
→むしろ高等教育をめぐる国民の教育権を、学費負担や地方大学の経営安定化対策のなかで
実現すべき（私学の「経営困難」法人は、98法人で、全体の15%、日経07年12月21日夕）
→そのうえでの大学間の地域連携を（合併・統合を前提としない相互連携）
- ④国立大学においては、法人化後の実態を、国立大学法人法制定時点での政府の目標・答弁・国
会付帯決議に即して、個別大学ごとに検証する必要がある。とりわけ、評価のための評価では
なく、財政問題と法人としての自律性、学問の自治、教育研究活動と教員、職員、病院職員、
学生の労働・教育条件等、市場化施策の導入に視点を当てることが重要。学生や住民もまじえ
た検証運動。（自治体レベルで広がる合併検証運動、市民による財政白書づくり運動）
- ⑤個々の大学における制度変更、学長のトップダウン、産学官連携のあり方のチェック

- 病院問題、資産圧縮と債権発行・金融調達、トップダウン的な大学連携・統合話は特に警戒
- ⑥「経済成長主義」による大学再編論ではなく、真に人類と地域の持続的発展に貢献しうる大学制度論、個別大学像の構築と国民的世論の形成。「大学を国民、住民のものに！」
 - ⑦現行・国立大学法人制度、独立行政法人制度そのものの根本的見直しと、各分野の社会運動と連携し、反「構造改革」運動のネットワークによる包囲網形成を。